

令和 5 年度豊川市水道事業会計補正予算（第 3 号）



第 7 5 号議案

令和 5 年度豊川市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 5 年度水道事業会計予算第 7 条を第 8 条とし、第 5 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管新設費	令和 6 年度	千円 210,518

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫



令和5年度豊川市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 ( 見 込 ) 額	
		期 間	金 額
配水管新設費	千円 210,518		千円

に 関 す る 調 書

令和5年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	
令和6年度	千円 210,518	損益勘定留保資金